

# 定期積金の満期を迎えられたみなさまへ

## 定期積金満期時専用定期貯金

# ふくろう



「ふくろう」は“福籠”（福がかご  
いっばいに詰まった様子）、不苦労  
（苦労知らず）に由来します。

取扱期間／平成30年4月2日（月）～平成31年3月29日（金）

対象資金／当JAで契約していただいていた定期積金の満期資金

対象者／定期積金の満期を迎えられた個人のお客さま

ご契約金額／1万円以上1,000万円未満

満期の定期積金を**同額**（掛け込み総額）  
で、本定期貯金と同時に継続していただ  
いた方

スーパー定期  
1年もの

店頭表示  
金利の

2倍

満期の定期積金を**増額**（掛け込み総額）  
して、本定期貯金と同時に継続していただ  
いた方

スーパー定期  
1年もの

店頭表示  
金利の

5倍

※既に当JAにお預けいただいている定期貯金等から本商品に切り替えることはできません。

※満期資金に当JAにお預けいただいている普通貯金または当JAへ新規にお預けいただける資金を追加して  
ご契約いただけます。

※次回継続時は、継続時の店頭表示金利が適用されます。

※中途解約された場合、当JAの所定の中途解約利率が適用されます。

※利息に20.315%（国税15.315%、地方税5%）が分離課税されます。

詳しくはお近くのJA遠州中央支店窓口まで  
お気軽におたずねください。

## 商品概要説明書

(平成30年7月2日現在)

1. 商品名 (愛称)	○スーパー定期貯金(単利型) (愛称: ふくろう)
2. 販売対象	○定期積金の満期を迎えられた個人(中途解約は対象外) ※当JAで契約していただいていた定期積金の満期資金を対象とさせていただきます。 ※既に当JAにお預けいただいている定期貯金等から本商品に切り替えることはできません。
3. 期間	1年自動継続(元金継続または元利金継続)のみの取扱いとなります。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態	○一括預入 ○1万円以上1,000万円未満 ○1円単位 ○総合口座または定期貯金通帳への預入に限ります。
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○満期を迎えられた定期積金の掛け込み総額を同額で本定期貯金のご契約と同時に継続していただいた方は預入時のスーパー定期1年ものの約定利率を2倍した利率、もしくは満期を迎えられた定期積金の掛け込み総額を増額して本定期貯金のご契約と同時に継続していただいた方は預入時のスーパー定期1年ものの約定利率を5倍した利率を満期日まで適用します。いずれの場合も次回継続時には継続時のスーパー定期1年ものの約定利率を適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	—————
8. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融推進部(電話:0538-36-7039)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、 <a href="http://www.jabank.com">JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)</a> でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融推進部または <a href="http://www.jabank.com">JAバンク相談所</a> にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 <a href="http://www.jabank.com">JAバンク相談所</a> にお申し出ください。)
12. その他参考と なる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○他の金利上乗せ商品、各種キャンペーン商品との併用はできません。 ○本商品はATMでの取扱いはしていません。 ○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、取扱いを中止させていただく場合があります。
13. 取扱期間	○平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA遠州中央